

受益者の皆様へ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

「スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド」
の繰上償還(信託終了) 実施決定のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社では追加型証券投資信託「スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド」の信託契約終了（繰上償還）および新規の取得申込ならびに一部解約の請求に係る受付を停止することとする信託約款変更につきまして、平成 25 年 11 月 11 日時点の受益者の皆様に、書面による決議を行いました。

この結果、下記の通り、当該受益者の半数以上であって、かつ、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成をもって可決されましたので、平成 26 年 1 月 15 日付で信託契約は終了（繰上償還）するとともに、これに先立って、平成 25 年 12 月 18 日以降の新規取得ならびに解約請求の受付を停止することとする信託約款変更の効力を発生しますので、そのように実施させていただきます。

受益者の皆様のご愛顧に心からお礼申し上げますとともに、今後ともより一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

記

	受益者数	議決権（受益権口数）
議決権を行使できる受益者 （平成 25 年 11 月 11 日現在の受益者） (a)	257 人	309, 332, 735 口
賛成の意思表示のあった受益者 (b) （比率(b)/(a)）	257 人 (100%)	309, 332, 735 口 (100%)
反対の意思表示のあった受益者 (c) （比率(c)/(a)）	0 人 (0%)	0 口 (0%)

※ 議決権の行使（賛成・反対の意思表示）がなかった場合は、信託約款の規定に基づき、賛成するものとみなしています。

<信託契約終了（繰上償還）および信託約款変更の日程について>

反対受益者の買取請求期間	平成 25 年 11 月 28 日から 平成 25 年 12 月 17 日まで
信託約款変更実施日	平成 25 年 12 月 18 日
新規の取得申込ならびに一部解約の請求の停止	平成 25 年 12 月 18 日以降
繰上償還（信託終了）日	平成 26 年 1 月 15 日

平成 25 年 11 月 27 日

本件に関するお問い合わせ先

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 投信マーケティングチーム

電話：03-6711-9200(代表) 受付時間：営業日の 9 時～17 時